

鹿児島県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

(設置)

第1条 鹿児島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱(平成17年9月7日制定)第5条の規定に基づき、「鹿児島県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、10名以内の委員をもって組織し、学識経験者、利用者団体、福祉サービス事業者等の中から、知事が委嘱する。

- 2 推進委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、推進委員会の会務を総括し、推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員として在任する期間とする。

(開催及び議決)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席により開催し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の一身に関する事案又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参加することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進委員会への出席及び必要な事項についての調査・検討を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局を，社会福祉課に置く。

2 推進委員会の庶務は，事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか，推進委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附則

1 この規約は，平成17年9月7日から施行する。

2 第4条1項の規定にかかわらず，当初の委員の任期は，平成19年3月31日までとする。